

城東町で判明した土壤汚染について

1 土壤汚染が判明した場所等

(1) 所在地

徳島市城東町1丁目258番の一部

(2) 汚染が判明した経緯

徳島県が、県立徳島商業高等学校の敷地内で土壤調査を実施したところ、土壤汚染対策法の基準値を上回る鉛が検出されたことから、土壤汚染対策法第14条第1項に基づく申請がありました。

調査は4箇所で行われ、このうち1箇所で「鉛及びその化合物」が基準値（溶出量基準及び含有量基準）を超えて検出されております。

2 土壤調査の結果

1箇所において、土壤溶出量基準及び含有量基準を超える「鉛及びその化合物」を検出

有害物質 の種類	溶出量（※1）		含有量（※2）	
	検出値	基準値	検出値	基準値
鉛及びその化合物	0.15mg/L	0.01mg/L	330mg/kg	150mg/kg

※1 溶出量基準

土壤に含まれる有害物質が地下水へ溶け出し、その水を飲用水として一生涯（70年）摂取しても健康に影響ないレベルとしての基準

※2 含有量基準

土壤に含まれる有害物質を経口又は皮膚より一生涯（70年）直接摂取しても健康に影響がないレベルとしての基準

鉛について

鉛は、中毒症状として貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害などを引き起こすとされています。
水道の水質基準のほか、土壤や地下水について環境基準が定められています。

3 周辺への影響について

徳島県が敷地内で散水用に使用している地下水の水質調査を実施しておりますが、鉛は検出されておりません。

また、徳島市では環境省のガイドラインに従い、鉛を原因とした土壤汚染が地下水に影響を及ぼす範囲（80m以内）に飲用井戸は無く、上水道を利用していることを確認しております。

現在、土壤の基準値超過があった地点では、土壤の飛散防止を行い立入禁止措置がとられており、周辺への健康の影響はないものと考えています。

4 形質変更時要届出区域の指定等について

徳島市では、汚染があった土地（100㎡）を形質変更時要届出区域（※3）に指定するとともに、土壤汚染対策法に基づき適切に指導してまいります。

※3 形質変更時要届出区域

土壤の汚染が土壤汚染対策法の基準を超過していますが、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の対策が不要な区域のことであります。